

大和市告示第153号

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年10月24日

大和市長 大 木 哲

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成20年大和市告示第163号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「以下同じ。）の」を「）の」に改める。

第3条第1項中「等」を「（以下「関係機関」という。）」に改め、同条第2項中「前項の関係機関等」を「関係機関」に改める。

第4条第1項中「市長の指名により」を削り、「置く」を「置き、構成員の互選によりこれらを決める」に改め、同条第3項中「又は」を「、又は」に改める。

第6条第2項中「は、市長の指名により座長を置く」を「、座長を置き、構成員の互選によりこれを定める」に改め、同条第4項中「第3条に規定する」を削る。

第7条第1項中「第3条に規定する関係機関等」を「関係機関」に改め、同条第2項中「市長の指名により」を削り、「置く」を「置き、構成員の互選によりこれを定める」に改める。

第8条中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表関係機関名の欄中「及び保育主管課」を「、保育主管課及び放課後児童健全育成主管課」に、「中央児童相談所」を「大和綾瀬地域児童相談所」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。